

介護事業所における BCP 作成支援研修 防災・感染症 BCP(事業継続計画)作成の考え方

2021. 10. 29

びわこ学院大学 教授
鳥野財団 理事長
福祉リスクマネジメント研究所 所長
鳥野 猛

はじめに

- ※ 令和3年度より「防災・感染症 BCP 作成」が全介護サービス事業者に義務化(猶予はあるものの)
- ※ 災害対策基本法改正 5/20 施行 5「緊急安全確保」、4「避難指示」、3「高齢者等避難」
- ※ 二次避難所(福祉避難所)という考え方の撤廃
- ※ 「個別避難計画」の作成が、市町村の努力義務に(ケアマネ含め7,000円程度の協力金)
- BCP(事業継続計画)とは、「被害を半減させ、復旧の速さを半分に短縮する」こと。

[防災 BCP 作成のポイント]

- ① 有事の際の正確な情報収集と、体制
- ② 発災「事前」、「事後(初動)」対応
- ③ 優先順位と、体制
- ④ 周知、研修、訓練

[キーワード] 我々は試されている…
「一去年はどうだった…? 前回の稟議書を参考に…」 すべて無意味なこと…

Q 今日の深夜(夜勤帯)に大規模災害(地震・浸水)の来襲を受けたとしたら…
—3日間以上の停電・断水、いまの防災マニュアルで備えは十分、と言えますか?

[結 論] -----

- 過剰なまでのリスクヘッジはリスクマネジメントとは言わない…!!!
水虫なのに、脚の付け根から切断するかのような…
- 「どこまでのリスクなら、負うことができるのか…!?」という考え方を…!!!
閉鎖や休業ではなく、事業の継続を大前提にした、「20か80か」の論議を
やることをやる。できることをやる。できないことまでやろうとしない。説明できるかどうか
- マニュアルの功罪…!!! 皆で考え、作るもの
(コピペはしない。あとで必ず拝見しますから)

1 数十年に一度だったはずの大規模災害…

- 20～30年に一度起こるかもしれなかった大規模災害が…「災害は、忘れた頃にやってくる…?」
…今では この5年程の災害を振り返って

…災害は進化している
…過去の免疫は効かなくなっている

※「特別警報」は、平成25年(2013年)の約8年前から運用。「—50年に一度…」と言われる特別警報は、過去に20回発生…(2021年は7.8月と4回も…)

1000年生きなければ遭遇しない自然災害を、この10年余りの間に経験している私たち…

もう、ここまで分かっている…!

大規模災害は平日よりも土日、それも深夜から朝方にかけてやってくる…

- 阪神・淡路大震災では、火曜日でしたが、朝の5時46分
- 新潟県中越地震では、午後5時56分でしたが、土曜日
- 能登半島地震では、午前9時41分でしたが、日曜日
- 新潟県中越沖地震では、午前10時13分でしたが、祝日の月曜日
- 2014年8月 広島土石流災害では、水曜であったが、午前3～4時
- 2015年9月 茨城県常総市 鬼怒川決壊 関東・東北豪雨
- 2016年4月 熊本地震は、前震は木曜日だが、午後9時30分 本震は土曜日の深夜1時半
- 2017年7月 九州北部大豪雨
- 2018年7月 西日本大豪雨では、土曜・日曜の午前1～3時
- 2018年9月 北海道地震では、木曜だったが、午前3時07分
- 2019年9月 千葉市大停電は台風15号の影響 日曜の午後10時頃
- 2019年10月 三連休の土日に襲った台風19号 …「天気の子」(新海誠監督)公開2か月後
- 2019年10月末、土日に襲来した台風21号
- 2020年7月 熊本県球磨村の大水害、球磨川決壊は午前、土曜日の5時30分の夜勤帯
- 2021年7月 静岡県熱海市伊豆山 土石流発生 土曜に発生
- 2021年8月 秋雨前線に伴う豪雨浸水・河川決壊 (大雨特別警報が3回発令…)

2 介護事業所としての備え

平成 29 年 6 月 19 日に改正された土砂災害防止法によって、これまでの消防法にもとづく火災訓練や、火事を想定した防災マニュアルではなく、昨今多発する豪雨に伴う土砂災害・水害への備えが…

… **消防法に基づく防火対策ではない!!!**

●具体的には、「防災体制」、「業務の優先順位」、「管理者のマネジメント」が必要となる !!!

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート



・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」厚生労働省老健局 令和 2 年 12 月（2020 年）から引用

[確 認]

Q 電気が復旧せず、停電状態、そして断水状態が3日以上続くとしたら…

[介護]

- ・食事 … エレベータ停止
- ・入浴 … ボイラー停止
- ・排泄 … 浄化槽の停止、給水停止
- ・記録 … パソコン類停止
- ・情報連絡 … テレビ、ラジオ、パソコン、スマホ停止、内線、PHS 停止
- ・見守り … ナースコール、センサーマット停止、全照明停止
- ・褥瘡 … エアマット停止
- ・ベッド … 電動ギャッジベッド機能停止
- ・洗濯 … 洗濯機停止
- ・移乗 … 移乗用リフト停止

[看護]

- ・患者情報、記録 … 電子カルテ停止
- ・薬剤管理 … 処方箋発行、薬局への FAX 停止
- ・見守り … ナースコール、センサーマット停止
- ・連絡 … 内線、PHS 停止
- ・消毒 … オートクレーブ停止
- ・冷却 … 冷凍庫停止

[調理]

- ・食品保冷庫 … 冷蔵庫停止
- ・食材下処理 … フードカッター停止
- ・調理 … スチームコンベクション停止
- ・配膳 … エレベータ停止

[事務]

- ・請求、支払い、労務管理 … パソコン、施設内 LAN 停止
- ・物品 … 電話停止で受発注不可能

※これらの状態が3日間続くということ…
最新版は、別紙「最新大規模災害対応表」を参照

※ 厚生労働省 平成 28 年 9 月 9 日(同年 8 月 30 日岩手の台風 10 号…)

「介護保険施設等、障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」

これを受けて、避難確保計画が義務化に。 …約 8 万の事業所の 46%しか…

(令和 2 年 7 月末 熊本県球磨村の大水害を受けての調査より)

【具体的な項目例 主なものだけ】

- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
… ワンセグ機能付き携帯末端機器のテレビ、カーナビ搭載車両からのテレビ
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
… 強制参集規程の見直し、具体的実施計画 （緊急連絡網ではない…!!!）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
… 避難準備情報発令後の具体的な動き方、情報収集後の判断（アナウンスがない場合も）

2018年7月の西日本大豪雨でも、3日間、停電・断水があった…
2018年9月の北海道大地震でも、3日間、停電・断水、給油制限があった…
2019年9～10月の北関東(千葉はじめ)を襲った台風、3日～10日以上停電だった…
2020年7月の熊本南部球磨村水害、東北を襲った100年に一度の最上川の決壊…

● いつ、皆さんの防災マニュアル、危機管理マニュアルは、どう改訂されましたか…?

3 大規模災害をめぐる裁判の行方

—2階以上の施設に併設しているデイの場合—

仙台地方裁判所 平成27年3月26日判決

事故当時、50歳であった高次脳機能障害を有する男性は、障害者自立訓練通所施設内で東日本大震災に遭い、同法人内の施設で保護されていたが、通所施設も被災したため市内の高等学校に避難せざるを得なくなった。その後、親族らの迎えが来なかったため、発災から10日後、同法人が運営する別の施設(障害者グループホーム)に移され一人で泊まっていたところ、夜間に外出し河川で溺死した事件について、死亡した当該男性の引き取りに親族らが協力的ではなかったことが被害者側の過失にあたるとして、遺族らが法人に対して求めた損害賠償請求額の50%が減額された事例。

[争点] 民法698条 緊急事務管理における善管注意義務

—デイを含めた1階平屋建ての場合—

仙台地方裁判所 平成28年3月24日判決

東日本大震災発生後、宮城県東松島市野蒜小の児童引き渡し時の過失を認め、設置者の市に損害賠償を命じた津波訴訟。地裁判決が問うたのは、児童の安全を確認しないまま、保護者ではない同級生の親に小学3年の女兒(当時9歳)を引き渡し、犠牲になった学校側の判断ミスとした裁判。

- ・災害時児童引取責任者は、在校時または登下校時の児童の保護を対象。下校後の児童の安全を対象とはしていない…。

※ デイの送迎時(中)の事故については、法人の責任 送迎「後」の事故については…?

※平成29年4月27日 仙台高裁で判決 管理者責任を認めた初めての判決
(平成30年5月30日 最高裁 学校側(東松島市)敗訴 確定)

※令和元年10月10日 大川小学校 最高裁上告棄却 仙台高裁判決が確定
震災前の学校の防災体制に不備 (事前防災の不備を指摘した初の司法判断)

- ★ 災害発生時の休止 …「訪問系サービス」の代替
- ★ 送迎が不可能な場合、家族の迎えもしくは事業所での泊り
… 通所系サービスであったとしても、泊りが(「園・学校」等と同様)

4 発災から4日目以降の動き (なぜ、4日目以降なのか…?)

Q 被災した施設から、「10人の利用者を一定期間受け入れて欲しい」という依頼がありました。「受け入れる側」、「送り出す側(受け入れてもらう側)」、どのような計画を想定されますか? …いまのコロナ禍のなかで

備考

訪問系 マニュアル作成前に整理すべきこと

- ・「できること」と「できないこと」を踏まえ、「やるべきこと」を考える必要がある。
- ・地域包括の場合は、在宅避難弱者にとっての「災害対策避難支援センター」としての機能がある。

さて、質問です

あなたはケアマネです

Q ヘルパー、看護師が訪問していると思われる時間帯に、大規模災害に襲われました。居宅のケアマネとしては、どう対応しますか?

(いま居宅内で申し合わせていることや、災害時・緊急マニュアルでは、どうなっていますか?)

あなたはヘルパー、または看護師です

Q 訪問中に、大規模災害に襲われました。あなたならどう行動しますか?

(いま事業所で申し合わせていることや、災害時・緊急マニュアルでは、どうなっていますか?)

Q 利用者を一次避難所まで避難させなくてはなりません。どんなことが注意点として考えられますか?

Q 利用者を一次避難所まで連れて行きました。彼らにとっては、ここでの避難生活が数日間続くこととなります。どんなことが注意点として考えられますか?

Q あなたには小さい子どもや、介護している年寄りの親がいます。利用者さんと家族との天秤関係のなかで迷っています。どのような条件があれば、数日間、仕事を優先させることができますか?

Q 大豪雨により河川が氾濫し、土砂の混じった水がそこまで来ています。あなたはどの利用者から助けますか? あなた自身が逃げなければ、もう間に合いません。

Q 利用者に微熱があり、新型コロナウイルスに感染している…!? と思われたら…

(コロナ禍の際に採った対策や方針等について、確認してください)

訪問系 発災リスクのポイント

[利用者]

- 優先順位をつける (2割の …8割を切り捨てるということではない…)
…ヘルパーの出勤率(稼働率)が、優先順位をつける際の視点に
 - 避難準備情報(避難開始)の段階で、どれだけの要援護者が避難しているのか…
…平時のうちに、近隣、自治会、民生委員等への呼びかけを
…新型コロナウイルス等の感染予防としての「避難所」の妥当性とは…?
 - 避難所の確保と行先(どこにいるの? 家族へどう伝えているの?)
…「家族に預かってもらう」という責任分散も实际的(ただ、家族への情報提供も役割)
- 警報クラスが発令された場合、「原則、訪問は中止する」という文言を明記

[職員]

- 優先順位の合意と、その説明を
- 訪問中、移動中の職員への対応を優先
- 警報、特別警報クラスが発令されれば「原則、ヘルパーは行けない」ことを家族に周知
…(サービスの休止・縮小を余儀なくされる場合があることも、家族へ事前に伝える)
- 強制参集を含め、「切り離してやるヘルパー」と「一蓮托生のヘルパー」を餞別
- 停電、断水を前提としたケアの在り方
- 他事業所への連絡、調整 (居宅ケアマネの役割? サ責の役割?)

— ケアマネの場合は …

- 優先順位づけを、利用者台帳等から把握
- 利用者に「おくすり手帳」の持参指導を
- サービスの休止、縮小があり得ることを家族にも説明
- 通所、訪問サービスの休止・縮小を視野に、代替の訪問系サービスの変更も視野に

地震・豪雨・落雷等、長期にわたる大停電を踏まえた提言

(2019年9月からの千葉県をはじめとした大停電時の間取りから)

- ・7年前の広島市土石流災害(2014年8月19~20日の夜中から明け方)
- ・6年前の茨城県常総市鬼怒川決壊による大水害(2015年9月)
- ・5年前の熊本地震(2016年4月)
- ・4年前の九州北部豪雨(2017年7月)
- ・3年前の福井市内の大豪雪(2018年2月)、西日本豪雨(7月)、北海道地震(9月)
- ・2年前の千葉市大停電(2019年9月)、長野、千葉、北関東、東北の河川決壊(10月)
- ・昨年(2020年)の熊本県南部球磨村大水害(2020年7月)

…と10年前の東日本大災害以降、ほぼ毎年と言っていいほどの大災害…

・ここ最近の全ての災害にかかわった者としては、「災害が進化している」ということです。進化しているというよりは、対策を図る我々にとっては、過去の防災対応が通用しない、免疫が効かなくなった、という感覚があります。

・災害が千変万化している関係で、昨年作った防災マニュアルが通用せず、想定外の出来事ばかりになっている、というのが実感です。

・例をあげれば、老人ホーム等高齢者施設は、福祉避難所(2次避難所)になっている関係で、避難よりも「籠城」を強く勧め、最低3日間耐えられるだけの備蓄品等の確保を提唱してきました。

・ですが、今回の千葉市周辺を襲った台風15号にとまなう大停電では、3日間どころか、1週間~10日間以上にも及ぶ「夏場」での大停電となったものですから、本来であれば助け合うべき施設間であったとしても、そのエリア全体が停電に襲われたことにより、土砂災害であれば被災していないエリアからの施設が支援を、河川の氾濫による被災であれば、河川から離れた被災していない施設からの支援が期待できたわけですが、今回は助け合うべき施設同士が同じように被災してしまった…。

・かつ、河川氾濫にとまなう水害や土砂災害による土砂の侵襲、地震による倒壊等であれば、施設職員や地域住民による協力を経ながら、概ねの手順や行程が読めるのですが、今回の千葉市のような大停電となると、大手電力会社による復旧を待つしかなく、時間が読めないままで避難や避難のための移動が遅れてしまったという点が、これまでの大規模災害とは性格を異にする部分です。

・つまり、大規模災害という名でイメージされるような、瞬間的に死者が数十人…というパターンで、介護関係者の間で一気に緊張が走る、といったものではなく、「とりあえず死者はおらず、電気の復旧を東電からの情報を待つ」という現象だったものですから、それも9月に入ったにもかかわらずこの猛暑のなか、熱中症で体力を奪われていく利用者・職員が「徐々に出始めた…」というパターンだったことも、全体的にも支援が遅れた要因と分析しています。

・過去の大規模災害の特徴でいえば、24年前の阪神淡路大震災、8年前の東日本大震災含め、発災が冬期でありました。しかし、今回は真夏に近い夏期での長期にわたる停電というのは、初めての経験なわけです。

・過去の大規模災害から停電を想定した「発電機」や「蓄電池」の備えを唱えてきたわけですが、今回の千葉市を中心とした大停電では、発電機や蓄電池の能力を超えた、「エアコンが使えない」、というじわじわと死に至る熱中症に対応できなかつたことが最大の特徴だったといえます。

・今回の千葉市に代表されるような長期にわたる大停電では、発電機や蓄電池では対応できなかったことから、職員を含めた自家用車でのエアコンの使用による利用者の熱中症対応、いざというときの他県への移動、という点でも「ガソリン等燃料が満タン状態での車の使用」が最も効果的でした。

以下、今回の台風による千葉県での大停電を教訓として整理したことを以下に列挙します。

[台風による豪雨、暴風から起こる大停電]

・台風による大停電、という場面を考えた際、基本的には6~10月の夏期になることから、今回の千葉県の例を教訓に考えると、停電解消の目途が不確定と判断した場合、熱中症対応が急務となることから、通電している他市町村・他府県の施設へ利用者を車で移動し、他施設に受け入れてもらう、という展開が重要になります。地震や土砂災害時による道路等の崩壊とは違い、移動はある程度容易なものです。

・つまり、自施設で3日間を乗り越える、という籠城型を採りながらも、電気復旧の目途が立たない場合、被災施設では「10名ほどの施設の高齢者を他施設に受け入れてもらう場合、利用者の情報をどう相手施設に伝えるのか?」、「被災した施設職員からの同行は可能なのか?」という発想と訓練が必要になります。一方で、「受け入れを期待された施設」では、「何人までの利用者であれば、受け入れ可能なのか?」「受け入れる際、利用者の情報はどこまでが必要で、何を準備して持参してきて欲しいのか?」を平時の際から考えておく必要があります。

・隣接する各府県で、車での利用者の移動を前提とした「受け入れ体制の構築」が急務であります。

・くわえて、夏期の大停電という意味では、ドアや窓を締め切ったままで対応できる冬期での対応とは逆で、風の通りや換気等を考えた際、それらを開放し続けなければならないことからくる「防犯上のリスク」も同時に考える必要があります。老人ホームは、利用者、職員とも圧倒的に女性が多い職場環境であることを再度確認すべきです。

※ あと、各自治体の考えにもよりますが、小口現金とは別に、10~50万円ほどの現金はご準備ください(本当は、もうちょっと…)。

※

Q なぜ、現金なのか…？ 具体的な使い道は…？

A 起こりうる自然災害の種類や程度等によって、その対策に変化が求められ、必要かつ調達可能な物資が電子決済システムでは使えず、「現金」でなければ取引ができなくなるため …特に硬貨(小銭)

たとえば、発災直後、停電による電子決済システムが崩壊するため、ガソリン等の購入に際しても現金でなければ対応できない例が多発するため。

A 職員の自家用車を含めた車の燃料代金

夏期の3日間以上の停電が見込まれる場合、職員の自家用車を含めた「**車への避難**」(燃料が満タンであれば、暑ければエアコン、寒ければヒーター、車中泊も可能)と、通電している他施設への「**車での避難**」(移動して重篤な利用者を預かってもらう)が効果的であることから、

- ・ガソリン等燃料への支援が必要。
- ・デイサービスやショート等の送迎中に自然災害が発生したような場合であれば、オーナーがいるコンビニの駐車場に送迎車を止め、トイレ、水分を含めた飲料水の確保を行う。その際にも、電子決済システムが崩壊していることから、レジでは電卓での計算と現金での決済となる。そのため、現金のなかでも硬貨が必要となることも忘れずに。
- ・発災直後からは、ガソリンスタンドでは2~3時間待ちの状態、100もしくは1,000円程度、といった**給油制限**が発生することから、常時燃料が満タンの状態が望ましい。

A これからの停電を含めた大規模災害に備えて…

職員に対する防災意識を向上させる必要があるため、定期的なマニュアル整備・確認研修、避難訓練研修等、有事に備えた研修が不可欠になります。

上記の背景でも触れたように、**停電という電気のインフラ喪失**を考えた場合、喀痰吸引等での活用が望まれます。ただ、備蓄食品に加え、「発電機」や「蓄電池」が重宝するのは主に**冬期**であり、**夏期**の場合で3日間以上の停電が想定されるような場合には、異常なほどの暑さによって熱中症での死亡が想定されることから、**私物である職員の自家用車を含めた法人所有車での移動による重篤な利用者の他施設への預け入れが優先となります。**

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」からみた BCP
作成のポイント 厚生労働省老健局 令和2年12月（2020年）

再度、確認 〔防災BCP作成のポイント〕

- ① 有事の際の正確な情報収集と、体制
- ② 発災「事前」、「事後（初動）」対応
- ③ 優先順位と、体制
- ④ 周知、研修、訓練

… 例えば、①「組織体制」、③「業務の優先順位」に限定すると

有事の際の責任体制

管理権限者	施設長	（代行者）	副施設長（事務長）
情報収集 伝達要員	担当者		役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・		<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	担当者		役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・		<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

責任者以外に、

- ・ 取りまとめ役（リーダー） … 事務長（総務部長）
- ・ 介護担当（シフト関係） … 生活相談員（施設ケアマネ）
- ・ 介護担当（ケア方法等） … 介護主任（介護リーダ）
- ・ 食事担当（備蓄食等） … 管理栄養士（厨房・調理職員） 等

※ 発災が、「昼間」の場合と、「夜間」の場合とで分けて整理しておく必要があります。
この 100 年間を振り返ってみても、震度 5 以上、それに準じる大規模災害のほとんどが、夜勤帯の深夜から朝方に起きていることから、夜間での対応を主とした取り組みが必要です。

※ 「強制参集規程」を再度見直し、夜間帯に参集できる実際の職員数を把握しておく必要があります。

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日	休日
夜間 名	夜間 名	名	名

※ 「夜間」の部分については、施設にある「強制参集規程」を参考にし、施設の防災体制として実際に夜勤帯に強制参集の命を發した場合、本研究所の調査統計上、概ね約 4 割の想定者しか集まらないことを念頭に、集まることができる人員として計画してください。

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害を含めた水害時の避難場所は、水害ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

※ 市町村が発表しているハザードマップを参考に、当該施設の地図を張り付け、避難経路を 2～3 パターン作成してください。とくに大雨に伴う河川氾濫の場合、想定される浸水域の予測が非常に難しいため、複数の経路を用意してください。グーグルマップで 3D をかけての高低差も考慮に入れてください。

(国交省「重ねるハザードマップ」 ハザードマップ・ポータルサイトから)。

※ 2 階以上の建物である施設の場合、大前提として、避難ではなく籠城型が最適な考え方であると思っておりますが、放射能汚染、大洪水、また近隣の大火などの場合には、避難しか選択肢はありませんから。

※ 夜勤帯での「垂直避難」を考えた場合、エレベータが使用できないなかでの避難であることを念頭に。

優先順位と、体制

優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

- (1)
- (2)
- (3)

<当座停止する事業>

- (1)
- (2)
- (3)

上記優先する事業のうち、必要な職員数を把握する。

(記入フォーム例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	人	人	人	人
排泄介助	人	人	人	人
食事介助	人	人	人	人
.....	人	人	人	人
.....	人	人	人	人

時系列的にみた重要業務と優先順位

一例として

発災と経緯	直後(夜勤帯)	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日
出勤率	10%	30%	50%	70%	90%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の安全確認のみ	安全と生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心。その他は休止若しくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
食事形態	休止	必要最低限のメニューの準備	飲用水、栄養補助食品、簡易食品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範囲で調理再開	炊き出し 光熱水復旧の範囲で調理再開
食事介助	休止	応援体制が整うまでなし 必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助
入浴・排泄介助	失禁等ある利用者はオムツ	オムツ着用 適宜清拭	オムツ着用 適宜清拭	オムツ着用 適宜清拭	光熱水が復旧 次第入浴可

※ 別紙「最新大規模災害対応表」の[現象]と[対策]を参照

インフラ類の停止に備えて (停電・断水等)

- ・インフラ(停電、断水)の崩壊によるダメージ

…何が使用できなくなる…?

…稼働すべき設備等は…?

…代替設備で、いつまでもつ…?

優先順位と判断基準

※ 行政からの「避難指示」や「緊急安全確保」等が発令されないということが大前提に!!!
 ※ 2021年7月の熱海市土砂災害では、「大雨警報」が発令され「土砂災害警戒情報」が出されていたものの、「避難指示」を見送った経緯が

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
(例)いずれかに該当すれば <ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 (雨) 洪水注意報 (川) 氾濫警戒情報 (川) 津波注意報 (海) . . 	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 利用者名簿 (優先順位確認) 職員数確保の把握 気象情報等の情報収集 数時間後の危険レベル等も含め 	<ul style="list-style-type: none"> 防災担当職員他 (他には、誰が…?)
(例)いずれかに該当すれば <ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報発令 線状降水帯の発生 大雨警報 (↑雨) 土砂災害警戒情報 (山) (大雨警報発令中が前提) 氾濫危険情報 (川) 洪水警報 (川) 津波警報 (海) 高潮警報 (海) 	(全員) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 避難場所への避難誘導 (籠城への備えと避難の是非) 使用する可能性が高い蓄電器等の準備 利用者家族への事前連絡 職員含め人数確認 地域住民への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者、施設長他 (他には、誰が…?)
(例)いずれかに該当すれば <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 (雨) 氾濫発生情報 (川) 大津波警報 (海) . . . 	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 垂直避難 (夜間・停電、人手不足を視野に) 浸水が考えられるなら、土嚢を敷く等の作業の後、電源の喪失前に、上階へ避難する スペースの確認、変更と、職員の加配等を済ませ、蓄電池等で電源を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者、施設長他 (他には、誰が…?) 強制参集職員他

5 [感染症BCP作成のポイント]

… 自然災害と感染症は、ほぼ似ている取り組みが求められるが、甚大性が見えないことと、対策の到達度・達成度が目に見えて分かり難い…

- ① 感染者（利用者・職員）が発生した場合の対応と体制
- ② 職員確保 … モチベーション、ゾーニング、コホーティング
- ③ 業務の優先順位
- ④ 周知、研修、訓練

[キーワード] 我々は試されている…

「一去年はどうだった…? 前回の稟議書を参考に…」 すべて無意味なこと…

陽性であった職員Aさんは、味覚がなく37℃以上の熱が出た数日前に出勤しており、同僚（Bさん、Cさん、Dさん）とともに休憩室で昼食をとっていた。また昨日、Bさんが休憩時間中に別の同僚（Eさん）とマスクなしで会話をしたことから、合計4名が濃厚接触者として、職員Aさんを含め5名が14日間の自宅待機になりました。

その翌日、職員Bさん、Cさん、Dさんが新型コロナウイルス陽性と判明。このため、Bさん、Cさん、Dさんの濃厚接触者である職員6名も自宅待機となりました。

…結果、10名以上の職員が職場に来ることができない事態です。

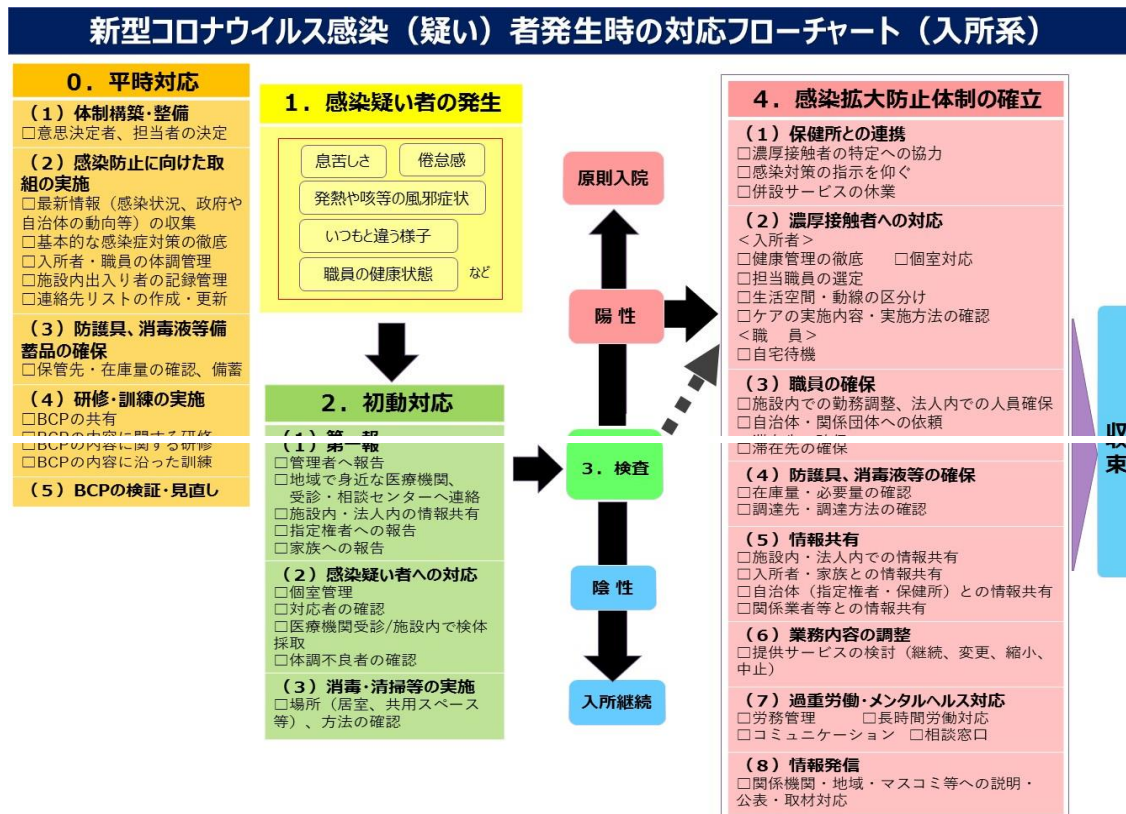
Q さて、このような場合、どう職員を確保し、どのような体制でケアを行いますか…?

[結論] -----

- 業務を重要度に応じて分類
- 感染者・濃厚接触者の人数（利用者・職員）
- 出勤可能な職員数の確保
- 提供可能なサービス
- ケアの優先順位（業務の絞り込み、追加業務等の業務手順含め）

…から業務調整と体制整備を図る

6 介護事業所における感染症対策フローチャート



（厚生労働省老健局「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」令和2年12月、10頁引用）

7 感染症対応 BCP 作成のポイント

再度、確認 〔感染症 BCP 作成のポイント〕

- ① 感染者（利用者・職員）が発生した場合の対応と体制
- ② 職員確保 … モチベーション、ゾーニング、コホーティング
- ③ 業務の優先順位
- ④ 周知、研修、訓練

… 例えば、①「感染症者発生時の対応」、③「業務の優先順位」に限定すると

[非常時における担当職員の選定]

- ・感染当該入所者と、その他の入所者の介護については、担当職員を分けて
- ・職員で基礎疾患を有する者及び妊産婦には、勤務上の配慮を
- ・ゾーニング（区域分け）
- ・コホーティング（隔離）
- ・勤務可能な職員への十分な説明と、業務補助等への業務変更等についても十分な説明を
- ・とくに看護師に緊急時対応への応援がかかることから、日ごろからの信頼関係を
- ・施設長等管理者が、上記の采配や説明責任を負う
- ・職員の負担軽減のため、必要に応じ近隣に宿泊施設を確保・提供

[時系列的にみた重要業務と優先順位]

一例として

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
優先業務の基準	生命を守るため 必要最低限	食事、排泄中心、 その他は減少、 休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
食事回数	減少	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事介助	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
排泄介助	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
洗濯	使捨対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に 交換	順次、部分的に 交換	ほぼ通常

[業務分類と優先順位]

一例として

…施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ優先順位を考える

分類名称	定義	業務例	出勤率		
			30%	50%	70%
継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続する業務	・食事 ・排泄 ・医療的ケア ・清拭 等			
追加業務	・感染予防、感染拡大の観点から新たに発生する業務	・家族への情報提供 ・ゾーニング、コホーティングのための部屋割り変更 ・消毒、検温			
削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	・入浴 ・機能訓練 等			
休止業務	上記以外の業務				

重要 !!!! [**過重労働、メンタルヘルス対応**] …**管理者（施設長等）の力量!!!!**

- ・勤務可能な職員のリストアップ
- ・一法人複数の施設等事業所がある場合には、早めの応援要請を
- ・勤務時間、休憩時間等にも気を配りながら、偏った勤務とならないよう
- ・施設近隣に宿泊施設、宿泊場所の確保を
- ・週1日は完全に休めるよう、長時間労働には気を配る
- ・風評被害等の情報を把握し、それらの対応は管理者である施設長等が負う

[**通所系、訪問系の特徴**]

- ・送迎等について、利用者に発熱等がみられる場合には、サービスの中止を促す
- ・サービス提供を断った利用者や家族へは、**訪問系サービス等代替サービス**の調整
- ・家族へも情報を提供し、サービス提供が難しいことも理解してもらう必要がある
- ・業務を停止、休止する場合には、再開日と休業中の対応について、ケアマネ含め情報を提供する
- ・訪問系サービスの場合、可能な限り担当職員を分けての対応や、**最後に訪問**する等の対応を
- ・訪問系サービスの場合、可能な限り感染当該利用者に対応する**職員の数**を制限する

…ヘルパーの出勤率（稼働率）が、優先順位をつける際の視点に

※様式ツール等については、厚生労働省老健局「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」令和2年12月を参照

※ **防災、感染症、介護事故とも、その対応については、管理者である施設長等の指導力、人間力が問われる**

[**備考**] ～令和3年度から必須となる研修体系一覧～

	感染症対策	BCP 策定 防災・感染症	ハラスメント	虐待・人権	事故防止 リスク マネジメント	身体拘束
研修会の実施	必要 年2回	必要 年2回		必要 年2回	必要	必要 3ヶ月に1回
外部研修受講		○			○	
施設内研修	○			○		○
記録類の作成	必要	必要		必要		
担当責任者				必要	必要	
担当者の研修受講					必要	
新人職員への研修	必要	必要		必要		
委員会設置	必要			必要	必要	必要
部門設置					必要	
計画策定		必要				
訓練	必要	必要				
指針策定	必要		方針の明確化	必要	必要	必要
加算・減算義務	義務	義務	雇用管理上必要な措置	義務	減算あり	減算あり